# 芦屋市こども基本条例（仮称）条例要綱案（修正版）

## 第１章　総則

### １　目的

こどもの権利を守り、こどもが安心して自分らしく成長できるまちをつくるため、こどもに関わる基本的な考え方と、市、教育委員会、学校等、家庭、市民、地域団体及び関係機関の役割を定める。

### ２　定義

この条例において、次の用語を定義する。

・こども：18 歳未満の者
・市：芦屋市
・教育委員会：芦屋市教育委員会
・学校等：学校、幼稚園、保育所その他こどもが育ち、学び、生活するために通い、通所し、又は入所する施設
・家庭：こどもが生活し、育つ場となる家族その他の生活の単位
・市民：市内で生活し、働き、学び、又は活動するひと
・地域団体：自治会、子ども会、青少年関係団体、スポーツ・文化団体その他地域で活動する団体
・関係機関：児童福祉、保健、医療、教育その他こどもに関わる機関

### ３　基本理念

・こどもを権利の主体である一人のひととして尊重し、こどもの最善の利益を第一に考える。
・こどもの思いや意見を大切にし、差別されることなく、一人ひとりの違いや個性を尊重しながら、こどもが自分らしく成長できるよう支える。

### ４　こどもの権利と意見の尊重

・こどもは、一人のひととして尊重され、安心して生き、育ち、学び、遊び、休み、自分らしく生活する権利を有する。
・こどもは、自分に関わることについて意見を表明し、その意見を尊重される権利を有する。
・こどもは、差別、暴力、虐待、いじめその他の権利侵害から守られ、必要な支援を受ける権利を有する。
・市、教育委員会及び学校等は、こどもが自分の権利や相談先、助けを求めることができる場所を知り、自分に関わることやまちづくりに参加できる機会をつくる。

## 第２章　家庭で安心して育つ

### ５　家庭での育ちと子育て支援

・家庭を、こどもが安心して育つための大切な場所として捉える。
・保護者は、こどもの成長や発達を支え、こどもの権利を尊重するよう努める。
・市は、家庭が安心して子育てできるよう、必要な相談、情報提供その他の支援を行う。

### ６　こどもの育ちを尊重する関わり

こどもの成長や発達には一人ひとり違いがあることを理解し、きょうだいやほかのこどもと比べるのではなく、そのこども自身の成長や変化を受け止めるよう努める。

### ７　家庭の孤立防止と社会全体での支援

家庭が孤立したり、子育て、教育、養育などを家庭だけで抱え込んだりすることがないよう、市、学校等、市民、地域団体及び関係機関が連携し、必要な相談や支援につながる環境を整える。

## 第３章　学校等で安心して学ぶ

### ８　安心して学べる環境と多様な学び

・こどもが安心して学び、学校生活を送ることができる環境を整える。

・こども一人ひとりに合った、さまざまな学び方や学ぶ場所を大切にし、多様な学びを支えるために必要な取組を進める。

**９　いじめ・虐待等の防止と重大な事案への対応**

・いじめ、虐待など、こどもの人権を傷つけることを防ぎ、早く見つけ、必要な対応を行う。

・こどもに関わる重大な事案が起きたときは、こどもの安全とプライバシーに配慮し、迅速な対応に努めるとともに、必要な記録、情報共有、説明、検証及び再発防止の取組を行う。

**10　相談・SOS**

・こどもが困ったときや助けてほしいときに、安心して相談できる環境を整える。

・相談を受けたときは、こどもの安全及びプライバシーに配慮し、必要に応じて関係機関が連携して、こどもが必要な支援につながるよう努める。

## 第４章　地域で育ち、安全・安心に暮らす

**11　遊び・体験・居場所と芦屋とのつながり**

・こどもが遊び、スポーツをし、文化や自然に触れるなど、さまざまな体験ができる機会や、安心して過ごせる居場所をつくる。

・家庭の状況などによって体験する機会に差が生じないよう努める。

・芦屋の歴史、文化、自然や地域のひととの触れ合いを通じて、こどもが芦屋とのつながりを感じられる機会を大切にする。

**12　地域のひととのつながりと地域全体での支援**

・こどもは、地域社会の一員として尊重され、地域の人々と関わり、さまざまな経験を通じて成長する機会を持つことができる。

・市民及び地域団体は、こどもに関わり、こどもを支える取組を進めるよう努める。

・市、学校等、家庭、市民、地域団体及び関係機関は、それぞれの役割を担い、互いに連携して地域全体でこどもの育ちを支える。

**13　こどもの安全・安心と人権**

・家庭、学校等、地域など、こどもが生活する場で、こどもの人権を尊重し、安全・安心に暮らせる環境を整える。

・インターネット、ＳＮＳ、ゲームなどによるトラブルや、交通事故、犯罪、災害などからこどもを守るため、必要な取組を進める。

## 第５章　こどもを支える取組の推進

**14　困難な状況にあるこどもへの支援**

・こどもは、その置かれている状況、年齢、発達、障がい、家庭環境その他の事情にかかわらず、必要な支援を受けることができる。

・市、教育委員会、学校等及び関係機関は、支援を必要とするこどもを早期に把握し、こども本人の意向を尊重しながら、必要な支援につなげる。

・不登校、発達の特性、こころの健康、ヤングケアラー、貧困や経済的困難など、それぞれの状況に応じた支援を行う。

**15　市の責務と関係者の連携**

・市は、こどもの権利が守られるために必要な施策を総合的かつ計画的に進める。

・市、教育委員会、学校等、家庭、市民、地域団体及び関係機関は、互いに連携し、こどもが必要な支援につながるよう努める。

**16　意見の反映、情報提供及び取組の見直し**

・市は、こどもの意見を聴き、施策に生かすよう努めるとともに、こどもに関わる取組について、こどもの年齢や発達に応じて分かりやすい言葉や情報手段を用いて情報を伝える。その際、こどものプライバシーに配慮する。

・市は、この条例に基づく取組の実施状況を確認し、こどもや市民、関係するひとや機関の意見を聴きながら、必要に応じて見直す。

○　081005 資料2からの主な変更点

| 項目 | 主な変更点 | 理由・考え方 |
|---|---|---|
| 章立て全体 | 8章から5章に整理 | こどもが読みやすく、身近に感じられるようにするため |
| 第1章 | 「総則」と「こどもの権利と声」を統合 | 基本理念、権利、意見表明、参加を一体的に示すため |
| 定義 | 「地域の人」を「市民」に変更 | 用語を整理し、条例全体で統一するため。市民の定義を設けた |
| 用字 | 「人」を「ひと」に変更 | 意見を反映 |
| こどもの権利 | 権利を3つの観点から明記 | 生きる・育つ・学ぶ・遊ぶ・休む権利、意見表明、権利侵害からの保護を示した |
| こどもの参加 | 権利を知る機会と参加の機会を第１章に統合 | 章立てを簡潔にしながら、意見表明とまちづくりへの参加を残すため |
| 家庭での育ち | こどもへの具体的な関わり方を追加 | 大人の気づきにつなげるため、きょうだいや他のこどもではなく、そのこども自身の成長を見ていく視点を明記 |
| 家庭の支援 | 家庭の孤立防止と社会全体での支援を一つに整理 | 家庭だけで抱え込まないという考え方を分かりやすくするため |
| 学校等 | 学び、学校生活、多様な学びを一つに整理 | 学校だけでなく幼稚園・保育所等も含むことを意識し、重複を減らした |
| いじめ等 | いじめ・虐待の防止を条例本文に明記 | 具体的事項は逐条解説に整理する方向でも、いじめは本文に残した |
| 重大な事案 | 安全、プライバシー、迅速な対応、記録、検証、再発防止を整理 | 迅速な解決の盛り込みなどの意見を踏まえ、相談時のプライバシーへの配慮とも整合させた |
| 相談・SOS | 安全とプライバシーへの配慮を追加 | 具体的な修正案を反映 |
| 地域と安全 | 旧第5章・第6章・第8章の内容を第4章に整理 | 地域での育ち、安全・安心、地域全体での支援をまとめるため |
| 地域の大人とのつながり | 「地域社会の一員として尊重される」ことを明記 | 具体的な修正案を反映 |
| 困難な状況にあるこども | 年齢、発達、障がい、家庭環境等にかかわらず必要な支援を受けられる旨を明記 | 具体的な案を尊重し、貧困・経済的困難も支援対象として明記 |
| 市の責務 | 市の施策推進、関係者の連携を整理 | 地域の役割と、市が担う施策推進の責任を分けて分かりやすくするため |
| 情報提供 | 分かりやすい言葉・情報手段とプライバシーへの配慮を追加 | 情報の伝え方と個人情報への配慮を明確にするため |
| 見直し | こどもや市民等の意見を聴くことを維持 | 条例をつくって終わりにせず、こどもの声を踏まえて改善するため |

○取り入れ方を調整した意見と理由

| 意見・論点 | 今回の扱い | 理由 |
| --- | --- | --- |
| 各章をできれば３項目程度にする | 第１章は４項目相当の内容を含む構成とした。 | 定義を独立させる必要があり、権利・意見表明・参加も一つにまとめると内容が過密になるため。 |
| こども会議や第三者相談機関を設ける | 独立した設置規定は置かず、意見表明・相談の機会を確保する考え方を残した。 | 設置方法、権限、運営体制等を決めずに条例に書くと、制度の内容が曖昧になるため。 |
| 重大な事案への対応の詳細 | 基本的な対応方針を要綱に残し、細かな手順は逐条解説等で補う考え方とした。 | 条例を簡潔に保ちながら、記録・情報共有・検証・再発防止等の重要事項は落とさないため。 |
| こどもが家庭・学校・地域で担う役割を知る機会 | 前文と、権利・参加・地域とのつながりの規定に趣旨を反映した。 | こどもに義務や負担を課すように受け取られないよう、周囲の大人との関わりの中で役割を知るという表現にした。 |
| 「権利ばかりを主張するこどもになってほしくない」「大人の信用を得る努力」 | そのままの表現は採用せず、前文に成長への思い、勇気、対話、助けを求めることを盛り込んだ。 | こどもの権利を尊重することと、こども自身の成長を応援することを両立させるため。 |
| 「市民」と「地域の人」の使い分け | 「市民」に統一する案とした。 | 用語の揺れをなくすため。ただし、市内で活動する人をどこまで含めるかは、定義を最終決定する際に確認が必要 |

## 令和 8 年 10 月 5 日委員会での意見

**資料 1「修正条例骨格案」・資料 2「条例要綱案」に関する主な意見**

- 条例を身近で分かりやすいものにするため、各章の項目を厳選し、章立てを含めて全体をよりシンプルにすべき。「どこにいても安全・安心に暮らす」と「地域全体でこどもを支える」は地域に関する章へ整理・統合してはどうか。(西﨑委員)
  委員会後提出意見→親しみやすい条例となるようできるだけシンプルにすることと大人の気づきとなることの 2 点
  シンプルにする（できれば各章 3 項目）とは以下の感じ
  1 章、2 章を一つにまとめる。例えば、2 章を削除して 1 章総則のみにする。
  3 章、4 章、5 章、7 章は残す。
  6 章、7 章は 5 章に入れる。
  大人の気づきとなるとは、こどもと接する際の具体的な行動の注意点を明記した文言
  例えば、3 章家庭で安心して育つでは、子どもを兄弟や他人との比較ではなく、過去のその子との比較でみる。
- 条例が長大にならないよう、全体を小さく分かりやすくまとめるべき。第 8 章の「地域の役割」「地域の担い手」「地域との交流」は第 5 章へ移し、「市の責務」以降は別の区分に整理してはどうか。(中島議長)
- 条例を誰に伝えるのかを意識し、こどもが読みやすいよう項目を絞るべき。上位の理念を本文に置くのか、いじめや重大事案など具体的事項を置くのかを整理し、本当に伝えたい内容を選ぶ必要がある。(浅海委員)
- 条例本文は理念を中心に簡潔にし、いじめ、重大事案、相談などの具体的内容は逐条解説に振り分ける方法も考えられる。(田原委員)
- こどもが、家庭、学校、地域などで自分が持つ役割について、周囲の大人や地域の人との関わりを通じて知り、共有できる機会を設けてはどうか。(中村議員)
- こどもの権利は保障だけでなく救済も重要であり、こども会議などの意見表明の仕組みや、相談先・第三者相談機関などについて、より踏み込んだ表現を検討すべき。(田原委員)
  委員会後提出意見→第一章 4 項、こどもの権利とその保障 「こどもが大切にされ、安心して育ち、学び、遊び、生活するための権利を尊重 し、その保障に努める。」について下の変更案を。 「・・ こどもは、一人の人として尊重され、安心して生き、育ち、学び、遊び、休 み、自分らしく生活する権利を有する。 ・こどもは、意見を表明し、その意見が尊重される権利を有する。 ・こどもは、差別、暴力、虐待、いじめその他の権利侵害から守られ、必要な支援を受ける権利を有する。」
- 第 4 章の「学校で安心して学ぶ」は、保育所や幼稚園なども含むことが分かるよう「学校等」としてはどうか。また、「人」を平仮名の「ひと」と表記すると、こどもにとって柔らかく親しみやすい表現になる。(こども家庭担当部長)
- 重大な事案への対応には、個人情報への配慮と、迅速な解決に努める旨を盛り込んではどうか。(川上委員)
- 第 4 章１１項、相談・SOS 「相談を受けたときは、必要に応じて関係機関が連携し、こどもが必要な支援に つながるよう努める。」 について下のような変更案を。 2 「相談を受けたときは、相談を受けたこどもの安全及びプライバシーに配慮し、 必要に応じて関係機関が連携し、こどもが必要な支援につながるよう努める。」(委員会後提出意見(田原委員))
- 第 5 章１４項、地域の大人とのつながり 「こどもが、さまざまな考え方や仕事に触れ、地域で信頼できる大人との出会える機会をつくる。」 について下のような変更案を。「こどもは、地域社会の一員として尊重され、地域の人々と関わり、さまざまな経験を通じて成長する機会を持つことができる。」(委員会後提出意見(田原委員))

- 「どこにいても安全・安心に暮らす」の主体を、市、家庭、こどものいずれにするか整理する必要がある。(原委員)
- 第７章１８項、困難な状況にあるこどもへの支援 「不登校、発達の特性、こころの健康、ヤングケアラーなど、一人ひとりの状況 に合った支援を行う。」について下のような変更案を。「こどもは、その置かれている状況、年齢、発達、障がい、家庭環境その他の事 情にかかわらず、必要な支援を受けることができる。市は、支援を必要とするこどもを早期に把握し、こども本人の意向を尊重しながら、必要な支援につなげる。」（委員会後提出意見(田原委員)）
- 「困難な状況にあるこどもの支援」には、不登校やヤングケアラーなどに加え、貧困・経済的困難の観点も盛り込むべき。(川上委員)
- 支援の対象については、「年齢、障がい、発達、家庭環境その他の事情にかかわらず、必要な支援を受けられる」といった包括的な表現にしてはどうか。(田原委員)
- こどもへの情報提供は、分かりやすい伝え方を明記するとともに、情報の取得・提供におけるプライバシーにも配慮すべき。(原委員)
  第８章　地域全体でこどもを支える　24 の情報提供について、市はこどもに分かりやすく情報を伝える→分かりやすく伝えられる情報手段についても記してはどうか(委員会後提出意見)
- 第８章で「市民」という言葉が初めて出てくるため、「地域の人」と「市民」の使い分けや定義を整理すべき。(田原委員)